



●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp
●国民健康保険課 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp



保険・年金

年金Q&A

～年収130万円未満は第3号～

Q

私は結婚以来、夫と2人で自営業をしてきましたが、このたび夫が会社に勤め、厚生年金の被保険者になることになりました。

私は今後も自営業を続けるのですが、これまでどおり国民年金の被保険者のままで、何も手続きをしなくてもよいのでしょうか？

A

国民年金では、20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方はすべて被保険者になることとなっています。国民年金の被保険者は、次のように3つに区分されています。

【第1号被保険者】

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者、第3号被保険者、または適用除外となる方のいずれにも該当しない方。

【第2号被保険者】

被用者年金各法の被保険者および組合員(厚生年金の適用事業所に勤務する会社員や公務員)

【第3号被保険者】

第2号被保険者によって生計を維持され、収入が一定額(年間収入130万円)に満たない配偶者(いわゆる被扶養配偶者)で20歳以上60歳未満の方。

あなたの場合、ご夫婦で自営業をされているので、ともに第1号被保険者ですが、今回、夫が厚生年金に加入して第2号被保険者になると、妻であるあなたの被保険者の種別は、あなた自身の年収によって変わってきます。年収が130万円未満の場合、あなたは第3号被保険者となり、夫の会社を通じて種別変更の届け出をすることが必要になります。保険料は、夫が加入している被用者年金制度から国民年金制度に対して拠出金として拠出されるので、あなたが自分で納付する必要はありません。

一方、年収が130万円以上の場合、これまでどおり第1号被保険者となるため、特段の手続きは必要ありません。今までと同様に国民年金の保険料を納付することとなります。

国民健康保険課国民年金担当

☎72-3122

✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

フレッシュ運動コース

健康づくりのための講義・運動指導をします。プールでのストレッチ、アクアビクス運動を体験してみませんか？

対象 18～59歳の市民で全日程参加可能な方(女性)

日時 平成17年1月27日(木)～3月17日(木)の毎週木曜 全8回コース 13時30分～

場所・内容 1・7・8回目はりんくるにて講義・室内運動等、2～6回目は市民プールにて水中運動。

定員 25人(応募多数時抽選)

費用 1600円(保険料込)

申込方法 1月13日(木)までに電

話にて応募。

申込・問合せ 保健サービス担当 ☎72・3124



保険・年金

年金相談時間延長

社会保険事務所(年金相談センター除く)では、12月から平成17年3月までの毎週月曜(1月31日、2月28日除く)は、年金相談窓口を19時まで延長します。すのでお気軽にご利用ください。なお、月曜が祝日等の場合は、翌火曜に振り替えます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

問合せ 札幌北社会保険事務所

☎011・717・4111

保険料は「社会保険控除」の対象に

今年の1月から12月までに納めた国民年金保険料は、全額、社会保険料として所得金額から控除されます。確定申告や年末調整の時には、忘れずに控除の手続きをしましょう。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72・3122

保険料の未納はありませんか

国民年金に加入していても保険料を未納にしていると、年金が受けられないこともあります。納付書をお確かめのうえ、年内

に納めましょう。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72・3122



防災

定期普通救命講習会

皆さんで講習会に参加して適切な応急手当の方法を学びましょう。

日時 12月19日(日)9時～12時

場所 石狩消防署(花川北1・1)

受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

※グループ単位(10人程度)で受講する場合の講師派遣、小児・

乳児を対象にした救命手当などの講習会も受け付けています。
申込・問合せ 石狩消防署警備課 ☎74・7024

危険物取扱者・

消防設備士試験

試験日 平成17年2月13日(日)
受付期間 12月8日(水)～16日(木)
※願書は消防署にあります。

試験地 札幌市

試験種類 ①危険物取扱者 乙種第1～6類、丙種

②消防設備士試験 甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165



●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp
●児童家庭課 jidoukatei@city.ishikari.hokkaido.jp

子育て支援センター

【マタニティ講座】

赤ちゃんとお母さんの心の結び付き、子育てのヒント等

講師 えるむ保育園園長 坪田清美氏

日時

12月14日(火)10時～11時30分

分

定員 20人(妊娠5カ月以上の方)

その他 託児あり(無料15人)、参加無料

【クリスマス飾り作りとえるむ保育園のクリスマス会】

日時 12月24日(金)10時～11時30分(サロンは10時～12時)

【共通事項】

場所・申込・問合せ 地域子育て支援センター(花川北2・5えるむ保育園内) ☎71・2013

※子育てサロン、よちよちサロンは12月27日(月)～平成17年1月6日(木)お休みです。

ぽけっとひろば

おもちゃや絵本を用意しています。お気軽にどうぞ。

対象 0～4歳児とその保護者

日時 12月16日、平成17年1月27日、2月10日、24日、3月10日(すべて木曜)10時～12時30分

場所 緑苑台グリーン会館(緑苑台東2・1)

費用 家族一回300円

問合せ 子育て支援ワーカーズ

ぽけっとママ 三浦さん

☎74・4606

http://-cis.com/poketomama/

児童扶養手当支払日

児童扶養手当の12月定時支払予定日は、12月10日(金)です(金融機関から引き出すまでに1～2日要することがあります)。

問合せ 児童家庭課

☎72・3128

健康・福祉

成人健康相談

生活習慣病や更年期障害、健診結果が心配な方の相談に保健師・栄養士が応じます。個室での相談をご希望の方はお申し出ください。申込受付は前日まで。

日時 12月3日(金)10時～11時30分

場所 りんくる

申込・問合せ 保健サービス担当 ☎72・3124

街頭献血

日時・場所 12月20日(月)9時～16時30分 市役所

問合せ 市献血推進協議会

☎72・3127

こころの健康相談(予約制)

不眠・引きこもり・統合失調症などの本人や家族の悩みに専門家が相談に応じます。

日時 平成17年1月7日(金)13時～14時

場所・申込・問合せ 江別保健所

石狩支所(花川北7・1)

☎74・1142

パワーリハビリ事業

足腰が弱くなった方、転倒が怖くて外出を控えている方、マシンを使用した筋力トレーニングやストレッチ体操をしませんか。

対象 ①おおむね60歳以上の虚弱者で転倒危険度の高い方

②介護保険で非該当・要支援・要介護1程度と認定された方(健康状態等により参加できない場合もあります)

日時 平成17年1月11日～3月31日の毎週月・木曜10時～11時30分 全24回

場所 りんくる

費用 1回につき200円

定員 12人(申込多数時面接により選抜)

申込締切 12月10日(金)

申込・問合せ ケアサービス担当 ☎72・6124

就学援助の見直しについて



◆市の原案の概要

就学援助制度における準要保護者の認定のうち、経済的な理由による認定基準を見直します。

〈現行〉

前年**所得**が生活保護基準額の**1.3倍以下**のもの

〈改定案〉

前年**収入**が生活保護基準額の**1.4倍以下**のもの

※給与所得者は、認定基準額との比較を給与所得(給与所得控除後の金額)から給与収入(給与支払金額)に見直します。給与所得以外の方は、総所得金額から給与所得者に準じて換算した総収入額とします。

詳しくは、担当窓口・石狩市ホームページ・市役所1階情報公開コーナー・市掲示板「あい・ボード」でご確認ください。

【提出先・問合せ】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2
石狩市教育委員会学校教育課学校教育担当

☎0133-72-3171 ☎0133-75-2276

✉gakkou.k@city.ishikari.hokkaido.jp

【提出方法】

氏名・連絡先を明記の上、郵送、文書持参、ファックス、Eメール、録音テープのいずれかで提出してください。意見はどなたでも提出できます。

【提出期限】

12月24日(金)必着

※意見の検討結果は、平成17年1月下旬ごろまでに公表します。